

令和8年度第1回住吉区区政会議 事前意見

配付資料⑨

○令和7年度住吉区運営方針振り返りについて

No.	意見者	事前意見	当日回答	担当
1	一瀬委員	配付資料⑦-2 令和7年度住吉区運営方針【区独自様式】「戦略1-1 地域のつながり・コミュニティの強化」「1-1-2 町会加入の促進」p7～8 町会加入の促進の取組内容の見直しについて 「集合住宅への働きかけ」が計画を上回っている点は評価できます。 一方で、集合住宅の多い地区（長居、荻田、荻田北、依羅）の町会加入率が低くなっており、プロセス指標が未達成となっている現状では、これらの地区を中心に働きかけの計画、実績を増やす必要があるのではないのでしょうか。	住吉区における令和8年5月現在の町会加入率は46.9%（大阪市全体：40.5%）で、令和5年と比較して-3.3%（大阪市全体：-5.9%）となっており、大阪市全体でも町会加入率の減少が続いています。 大規模集合住宅については、計画調整局から提供された情報を活用し、すべての住宅（令和7年度5棟）について町会とのつながぎを実施しており、既存住宅については、集合住宅側から防災講話の依頼があった住宅を中心に、これまで町会加入促進をセットで実施してきたところです。 委員ご提案の集合住宅の多い地区への働きかけは、区としても認識しているところですが、町会の状況や集合住宅の状況（分譲か賃貸か）なども考慮して、より効果的な住宅に働きかけてまいります。 また、宅建協会・不動産団体には町会加入促進チラシを配架していただいております。令和7年度には区役所に不動産会社より12件のお問い合わせをいただき、町会長をご紹介させていただきました。別途、住吉区地域振興会事務局にも不動産会社よりお問い合わせが多数入っていると聞いています。	地域課
2	一瀬委員	配付資料⑦-2 令和7年度住吉区運営方針【区独自様式】「戦略1-1 地域のつながり・コミュニティの強化」「1-1-2 町会加入の促進」p7～8 町会加入の促進の取組内容の見直しについて 取組内容に記載されている宅建協会・不動産団体との連携については数値化されていませんが、見える化を図り、計画・実績を数値化するのも有効ではないかと思います。 また、宅建協会・不動産団体との連携による集合住宅への働きかけは何件実施されているか、把握されていないのなら、区役所から宅建協会・不動産団体へ行った働きかけは何件実施されたのでしょうか。		地域課
3	一瀬委員	配付資料⑦-2 令和7年度住吉区運営方針【区独自様式】「戦略1-1 地域のつながり・コミュニティの強化」「1-1-2 町会加入の促進」p7～8 町会加入の促進の取組内容の見直しについて 町会プロモーションは、広報紙、ホームページ、SNSを活用した町会に入るメリットや加入方法の周知とされていますが、その中身の多くはイベントの発信にとどまっているのではないのでしょうか。 若い世代へのアプローチを含め、町会に相談して困りごとが解決した事例や、防災面でのメリットなど、町会に加入メリットを町会ごとに分かりやすく伝えるプロモーションを追加することも有効だと考えます。 具体的には、当町会では、自転車の青切符制度の導入を背景に、阪堺線の歩道部分を明確にするため、白線等を引けないかという相談を受け、具体的に進めています。 また、止水栓のフタが壊れたがどこへ連絡すればよいか、水道局に連絡したがつながらないといった相談にも迅速に対応し、解決につながった例があります。 このような日常の相談にも対応してくれる町会は、町会加入者はもとより転入者にとっても心強いと感じてもらえると思います。	町会加入プロモーションにつきましては、広報紙で各地域での取り組みの紹介や町会加入促進記事を毎月掲載し、また、ホームページ、SNS（Instagram34回、LINE12回、X10回）を活用し、イベントだけでなく、防災や防犯（子ども見守りや街路防犯灯など）、交流や健康、情報伝達（掲示板や回覧板）など、様々な取組について情報発信しているところです。 また、各町会の取り組みや運営状況は町会ごとに異なっていることから、町会の活動に応じた町会加入チラシの作成支援など、効果的なプロモーションを実施していきます。	地域課
4	一瀬委員	配付資料⑦-2 令和7年度住吉区運営方針【区独自様式】「戦略1-1 地域のつながり・コミュニティの強化」「1-1-2 町会加入の促進」p7～8 町会加入の促進の取組内容の見直しについて 町会では防犯灯や防犯カメラの設置・運営を行っていますが、台数等が示されていないため、その貢献度が分かりにくいと思います。 具体的な数値を示して見える化し、プロモーションに生かすことも有効ではないかと考えます。	町会で設置・維持管理している防犯灯や防犯カメラについては、市の補助金を利用したものは把握しておりますが、町会独自のものについては区としても把握できていないのが現状です。 委員ご提案のとおり、町会設置の防犯灯や防犯カメラの台数を具体的に示すことで、町会活動が地域の安全・安心なまちづくりに貢献していることをわかりやすく伝えることは、町会加入促進に有効であると考えますので、今後、各町会ごとの加入促進チラシ作成時に具体的な設置台数を掲載するなど取り組んでまいります。	地域課

令和8年度第1回住吉区区政会議 事前意見

配付資料⑨

○令和7年度住吉区運営方針振り返りについて

No.	意見者	事前意見	当日回答	担当
5	一瀬委員	配付資料⑦-2 令和7年度住吉区運営方針【区独自様式】「戦略1-1 地域のつながり・コミュニティの強化」「1-1-2 町会加入の促進」p7～8 町会加入の促進の取組内容の見直しについて 現状では、チラシの作成・配付などの広報にとどまっていますが、プロセス指標が未達成であることに鑑みると、その効果は限定的であると思われます。 そのため、チラシの内容の見直しや作成枚数の削減など、手法の再検討が必要ではないでしょうか。	町会加入促進チラシは、住吉区に転入された方にお渡しする「転入パック」に封入するとともに、各町会からの依頼があった際に作成しており、内容等については、その都度状況に応じて見直すこととしており、直近では「防災」を強調するような内容に見直しています。 また、町会加入率の減少を少しでも改善するため、今年度につきましてはモデル町会を選定し、町会の現状分析や課題、加入促進策について話し合いを行い、加入促進に取り組んでまいります。	地域課
6	一瀬委員	配付資料⑦-2 令和7年度住吉区運営方針【区独自様式】「戦略1-1 地域のつながり・コミュニティの強化」「1-1-2 町会加入の促進」p7～8 町会の退会防止策について 「大阪市町会加入促進戦略」では、令和8年度に、「町会加入世帯の増加数」および「世帯増加数」ならびに「退会防止の取組」を加味した上で、令和5年度を上回る町会加入率の向上を目標としています。 退会は、町会に対する静かな不満の表れでもあり、転入者が加入しないこと以上に、問題を孕んでいる可能性があります。当町会でも今年、高齢の独り暮らしの方が退会されたと聞きました。 退会防止策は、「大阪市町会加入促進戦略」でも具体的な施策として示されていませんが、令和8年度に向けて、策定を検討してはどうでしょうか。	町会の退会理由については、加入のメリットが見えないといった点のほか、人間関係や会費の負担など、行政としても関与が難しい問題もあると考えます。 区役所といたしましては、町会加入促進を進めることで、退会防止にもつながるとともに、例えば70歳以上の方の町会費を無料にしているといった事例を区の地域振興会議などで紹介してまいります。	地域課
7	一瀬委員	配付資料⑦-2 令和7年度住吉区運営方針【区独自様式】「戦略1-1 地域のつながり・コミュニティの強化」「1-1-2 町会加入の促進」p7～8、「戦略2-3 防災の取組」p26～28 防災カードの事前作成について 避難所で作成する避難者カード等を、町会名簿をもとに事前に作成しておけば、避難所での受付の遅滞を防げるほか、加入者の安心につながり、町会加入のメリットの明確化にもなります。 あわせて、町会名簿から避難者カード等をワンタッチで作成できる仕組みを整備するなど、事務のDX化を進めれば、町会の負担軽減にもつながると考えます。 さらに、内閣府の「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」でも、民間事業者が災害避難者情報を地方自治体に提供することが認められていることから、個人情報保護の観点でも問題ないものと考えます。	避難者カードの取組につきましては、一部地域において町会加入者へ事前に避難者カードを配付し、各自があらかじめ必要項目を記載のうえ災害時避難所に持参することで、町会加入者への安心感や迅速な避難所運営につながるといった取組を実施しています。この取組につきましては、委員ご提案のとおり、町会加入促進の観点からも今後他の地域に紹介して参ります。 また大阪府では、令和10年度に大阪府避難所運営システム（仮称）の導入を予定しており、大阪市においても運用開始を見据えて調整を進めております。当該システムでは、マイナンバーカード等を利用した避難所への入所手続きが可能となる見込みで、大阪府で運用を開始すれば町会の負担軽減にもつながると考えております。	地域課

○令和7年度住吉区運営方針振り返りについて

No.	意見者	事前意見	当日回答	担当
8	一瀬委員	配付資料⑦-2 令和7年度住吉区運営方針【区独自様式】「戦略1-1 地域のつながり・コミュニティの強化」「1-1-2 町会加入の促進」p7～8 余剰金の還元について コロナ禍で事業が削減された結果、自治会・町会で多額の剰余金が積み立てられているとの報告もあり、剰余金の適正運用によって町会加入の促進や退会防止につなげることは有用だと考えます。災害に備えた積立として説明されることが多いものの、災害特別積立金として必要額を算定した上で計上するのであればともかく、漫然と積み立てが続く現状では、加入者の理解を得にくいのではないのでしょうか。 ただし、町会は任意団体であり剰余金の分配を予定していないこと、また加入期間の長短もあることから、単純な会費減額や返金は不公平感を増すおそれがあります。 そこで、剰余金を物価高対策や地域経済の振興策として、地域振興券等に活用する取組を促進できれば有効ではないかと考えます。 「大阪市町会加入促進戦略」でも、クーポン等の提供に向けた地元企業・店舗との連携支援が任意項目として挙げられているため、剰余金を活用した取組についても一定の支援が期待できるのではないのでしょうか。総会承認が前提となりますが、区がこのような企画立案をサポートすることで、剰余金に対する不信感の払しょくにもつながると思います。	町会の会計につきましては、それぞれの町会において自主的に決定されるものであり、区役所がその運用に直接関与する立場にはありません。 一方で、ご提案いただいたような、地域住民に還元される事業や地域活性化につながる取組については、町会活動の魅力向上や加入促進につながる可能性があるものと考えております。 区といたしましては、町会や商店街などから相談があった場合に、他都市の事例紹介や情報提供、マッチングなど、可能な範囲で支援を行ってまいります。	地域課
9	一瀬委員	配付資料⑦-2 令和7年度住吉区運営方針【区独自様式】「戦略2-1 地域福祉の推進」p20 地域見守り相談室の連携について アウトカム指標として、「地域見守り相談室が関係機関・地域団体等と連携した件数」を令和7年度の新指標7,691件としている一方、令和7年度実績は6,638件となっています。 地域見守り相談室の「地域見守り支援システム」には、「認知症高齢者などの行方不明時の早期発見」の取組があります。民生委員の月例会議では、地域見守り相談室や地域包括支援センターから説明を受ける機会がありますが、この取組に関して毎回議論になるのが、行方不明発生時に家族等が警察へ相談しても、地域見守りセンターに連絡が入らず、結果としてメール配信（情報共有）が行われない点です。 警察へ相談に行く方は、警察に連絡すれば行政にも当然通報されると認識している場合が多いようですが、実際には組織が異なります。また、個人情報保護の観点から、組織間で個人情報をやり取りすることに慎重になるのは当然と考えます。 そこで、警察に相談に来られた方へ「地域見守りセンターへの連絡」を促す案内ツールとして、名刺サイズの案内カード（QRコード付き）を作成し、相談者へ配付していただくよう、警察へ協力要請してはどうでしょうか。 あわせて、本ツールをきっかけに地域見守りセンターへ連絡があった件数については、アウトカム指標に反映できるようご検討をお願いします。	「認知症高齢者等の行方不明時の早期発見」の取組（以下、本取組）については、対象者の行方不明届を出した家族が、警察署で受理番号を受け取り、それを見守り相談室が確認し、事前にメール配信に必要な対象者の個人情報の提供（登録）をされた方の情報を協力事業者等にメールを配信するものであり、警察署に行方不明届が出されましても、メール配信に必要な個人情報の提供が無い方についてはメール配信の対象者とはなりません。 委員ご指摘のとおり、「地域見守り相談室」への連絡を促し本取組の登録者が増えることが行方不明者の早期発見につながることから、警察署に行方不明の相談をされた方へ本取組の周知を協力依頼するとともに、本取組におけるアウトカム指標の「地域見守り相談室が関係機関・地域団体等と連携した件数」に反映できるのかについても協議してまいります。 また、すみちゃんるるネット（住吉区認知症ネットワーク会議）の取組として、認知症の方が行方不明となった際に、速やかな身元確認につなげ、安心して暮らせる地域づくりを推進することを目的として、令和6年度より「るるる見守りシール」を作成・配布しています。 「るるる見守りシール」は、住吉警察担当者から「名前だけでも分かれば地域に戻ることができる」との意見を受け、靴のインソールに圧着して貼付できる仕様とし、氏名や連絡先を記入できるよう加工したもので、ネットワーク会議のメンバーやケアマネジャー等の協力を得て作成・配布しています。 令和8年度からは、さらに区内4か所の地域包括支援センターおよび区内の派出所に配架し、必要な方に速やかにお渡しできるよう取組を進めています。	福祉課

○令和7年度住吉区運営方針振り返りについて

No.	意見者	事前意見	当日回答	担当
10	宮本委員	配付資料⑦-1 令和7年度住吉区運営方針【共通様式】p5 ⑦-3 令和7年度住吉区運営方針【共通様式】アウトカム指標 p5 「経営課題3 未来を担う将来世代への支援」「アウトカム指標①」 アウトカム指標の自己評価について 「子育て相談室における相談のうち、必要な情報の提供や適切な支援につないだ割合を令和10年度末までに100%とする。」という指標について、資料⑦-3にある自己評価を読んでみると、「必要な情報や適切な支援につなげたか」ではなく、「相談対応が終結しているか」を基準に自己評価をしていると感じます。 そもそも「必要な情報の提供と適切な支援につなぐことができた」を自己評価のみで判断してよいのでしょうか。 また、支援者が適切と考えた対応であっても、本当に相談者が救われているのかという観点から、自己評価のみで指標の達成状況を評価することについては、慎重に検討した方がよいと考えます。	子育て相談室（以下「相談室」という。）に寄せられる相談内容は、行政サービス利用に関する区役所内の窓口を案内するもの、発達に関する検査機関の問合せのような情報提供を行うもの、複数回の継続した相談をご希望されるものなど、多岐に渡っております。 継続した相談の希望がなかったものについては、その相談ニードへの対応は終了となることから、自己評価では「達成した」と評価しておりますが、これまでの相談者や相談内容は相談室ですべて蓄積して把握しているため、単発の相談が複数回続く方については、改めて継続的な相談も可能であることをお伝えするなど、柔軟な対応を行っております。 また、情報提供のみで対応が終了する場合であっても、相談中にお困り事や気になるエピソードをできるだけお伺いしながら、困ったことや気になることがあった場合にはいつでもご連絡いただきたい旨をお伝えするなど、相談者やその家庭に寄り添い、少しでも何かの力になればという思いで日々対応しております。	保健こども家庭課
11	宮本委員	配付資料⑦-2 令和7年度住吉区運営方針【区独自様式】「戦略3-1 子育ての支援」「3-1-1 子育て情報の発信」p40 子育て応援マップ等の啓発用ハンドブックの発行部数について 発行部数のうち、すべてが配布・配架されたのか、また残部があるのかを伺いたいです。 また、現場で取り組んでいただいていることかと思いますが、必要な区民に届くよう、区民への配布方法・配架先について、定期的に評価・検討する機会を持っておいていただきたいです。	子育て応援マップ（以下「マップ」という。）は、前年度中に生じた変更や追加等を更新する必要があることから、毎年度発行しており、子育て支援施設や地域の子育てサロン等に配架するとともに、子育て相談室に相談に来られた方へも必要に応じてお渡ししております。 令和7年度に発行したマップについては、すべて配架・配付または研修資料として使用しました。 また、啓発用ハンドブック（以下「ハンドブック」という。）は、複数年にかけて活用していただける内容であることから、毎年度テーマを変えて発行し、区内の子育て支援施設等に配架をお願いしております。 なお、マップ及びハンドブックともに、翌年度の予算を算定する際に、配付先や配架場所の検討及び掲載内容や発行部数などの見直しを行っているところですが、今後も、マップやハンドブックがそれぞれを必要とされる方のお手元に届くことを念頭に検討・見直しを行ってまいります。	保健こども家庭課
12	宮本委員	配付資料⑦-2 令和7年度住吉区運営方針【区独自様式】「戦略3-1 子育ての支援」「3-1-2 児童虐待の防止対策」p41 プロセス指標「身近な地域で相談できる場があってよかったと回答する子育てサロンなどの利用者の割合（利用者アンケート）」について 子育てサロンのような資源を必要とすると思われる方のうち、サロンに参加されていない方がどの程度いるのか、また必要な方に支援が届いているのかが気になりました。 子育て世帯数全体に対して、子育てサロン参加者がどの程度いるのかについても伺いたいです。 あわせて、望ましい参加率の目安があれば教えてください。	乳幼児健診や子育て相談等で子育てサロンなどのご相談があった場合は、子育て応援マップ等を活用しながら、相談者のご希望に添えるものと考えられる資源をご案内させていただいておりますが、今後とも、相談者の希望に合わせた資源につながり、身近な地域で子育て相談ができるように努めてまいります。 なお、子育てサロンを利用される方の大半は未就園児とその保護者ですが、その利用者が子育て世帯全体に占める割合の把握や望ましい参加率の目安の算出は困難です。	保健こども家庭課

○令和7年度住吉区運営方針振り返りについて

No.	意見者	事前意見	当日回答	担当
13	宮本委員	配付資料⑦-2 令和7年度住吉区運営方針【区独自様式】「戦略3-1 子育ての支援」「3-2-1 児童・生徒等の支援」p44 不登校やひきこもりで悩むこども、若者の相談受付件数について 「不登校やひきこもりで悩むこども、若者の相談受付件数350件以上」という計画について、350件という数値の根拠と、算出に至った背景を教えてください。 当方も日頃、高齢者の相談支援に従事しており、相談件数について考えることがあります。「件数は多ければよいのか」「むしろ少ない方が望ましいのではないか」といった点です。 また、数値目標がいわゆるノルマとして作用すると、相談員の活動に影響が出る可能性もあると考えています。 相談件数を取組の目標値として設定されるのであれば、どのような根拠に基づいて350件とされたのかをご教示いただけますと、当方としても勉強になると思い、お聞きしたいです。	委員ご意見のとおり、「不登校や引きこもりで悩むこども、若者」の相談件数については、多ければよい、少なければよいというものではなく、支援を必要とする方へ必要な支援が届くことが重要と考え「住吉区子ども・若者育成支援事業」を実施しております。 一方で不登校や引きこもりで悩む児童数は増加の一途をたどっており、相談枠数を確保することも必要であるため過去の相談実績および関係機関との連携強化を踏まえた目標件数としています。	福祉課
14	藤井委員	配付資料⑦-2 令和7年度住吉区運営方針【区独自様式】「戦略3-2 こどもと若者の支援」「3-2-1 児童・生徒等の支援」p44 「すみよし学習クラブ」参加児童・生徒数の拡大に向けた方針について 素晴らしい取り組みに、可能な限り多くの児童・生徒が参加し、恩恵を受けられることが非常に大切であると考えます。 現在、より多くの児童・生徒に参加してもらう（参加数を増やす）ために、区としてどのようなプロモーションや工夫、あるいは今後の拡大方針をお持ちでしょうか。	すみよし学習クラブは、児童・生徒の自主学習習慣の定着及び学習意欲の喚起により基礎学力の向上を図ることを目的に、公募により選定した民間事業者と協定を締結し、放課後に学校施設を活用して学習支援を行う取組です。受講料については、大阪市習い事・塾代助成事業（月額1万円を上限に助成）を活用することにより、受講者の経済的負担を抑え、国語・数学（算数）・英語（英会話）の3科目をパッケージとして受講していただいています。 平成29年度の事業開始時は、中学生のみを対象として3校で開講してきましたが、大阪市習い事・塾代助成事業の対象が中学生から小学5・6年生まで拡大されたことから、令和6年度より小学5・6年生を対象として新たに3校を開講し、翌7年度には4校に拡大してきました。本事業は学校施設を活用することから、余剰教室の状況や各学校の開設の意向など引き続き調査検討を進めてまいります。 事業の周知については、区の広報紙や区ホームページへの掲載、運営事業者が作成した受講生募集チラシを各学校へ提供する等により行っています。	教育文化課
15	藤井委員	配付資料⑦-2 令和7年度住吉区運営方針【区独自様式】「戦略3-2 こどもと若者の支援」「3-2-1 児童・生徒等の支援」p44 「すみよし学習クラブ」参加児童・生徒のその後に関する調査について 本事業に参加した子どもたちが、その後どのような進路・選択をしたかを調査することは、今後、これら学習支援施策の改善につながるのではないのでしょうか。	学校の授業以外で勉強する機会を提供し、自主学習習慣の定着及び学習意欲の喚起により基礎学力の向上を図ることを目的としていることから、現状は学習習慣が定着したかどうかといった事を中心としたアンケート調査を行っています。頂戴したご意見について、本事業の目的に沿った効果的な活用ができるかどうかなど含め検討を進めてまいります。	教育文化課
16	藤井委員	配付資料⑦-2 令和7年度住吉区運営方針【区独自様式】「戦略3-2 こどもと若者の支援」「3-2-1 児童・生徒等の支援」p44 「すみよし学びあいサポート事業」参加生徒数の拡大に向けた方針について 素晴らしい取り組みに、可能な限り多くの生徒が参加し、恩恵を受けられることが非常に大切であると考えます。 現在、より多くの生徒に参加してもらう（参加数を増やす）ために、区としてどのようなプロモーションや工夫、あるいは今後の拡大方針をお持ちでしょうか。	平成26年度から、貧困の連鎖を防ぐため、当初は生活保護受給世帯を対象に、つまりいた箇所まで遡って学習支援を行い、高校進学をめざす事業として開始しました。近年は少子化の進行により対象となる中学生が減少しており、中学生のいる生活保護受給世帯数も減少傾向にあります。このため一昨年から、生活困窮者自立支援窓口との連携を強化し、生活保護受給世帯以外にも対象を拡大しました。 しかしながら、申込者数は定員の約半数にとどまっています。 今後は、こどもサポートネット事業のスクールソーシャルワーカー（SSW）やこどもサポート推進員との連携を一層強化し、支援を必要とする生徒の掘り起こしを進め、定員の充足を図ります。あわせて、利用ニーズの状況を踏まえ、必要に応じて事業規模の拡大（開催場所の増、定員の増等）についても検討していきます。	生活支援課

○令和7年度住吉区運営方針振り返りについて

No.	意見者	事前意見	当日回答	担当
17	藤井委員	配付資料⑦-2 令和7年度住吉区運営方針【区独自様式】「戦略3-2 こどもと若者の支援」「3-2-1 児童・生徒等の支援」p44 「すみよし学びあいサポート事業」参加生徒のその後に関する調査について <u>本事業に参加した子どもたちが、その後どのような進路・選択をしたかを調査することは、今後、これら学習支援施策の改善につながるのではないのでしょうか。</u>	高校進学率については毎年調査しており、昨年度は100%でした。また、これまでもほぼ100%を達成しています。 生活保護受給世帯に限っては、過去に高校卒業後（3年後）の進路について調査したことがあり、高校での中途退学はなく、大学進学または就職を契機として個人廃止となった方がほとんどでした。 中には、子の個人廃止を契機に世帯員（親）の自立意欲が高まり、親の就労収入の増加とあわせて、世帯としても生活保護廃止につながった事例もありました。 今後必要に応じて進路調査を行い、事業に反映させていきます。	生活支援課